

扶養手当	
根拠法規 及び 通知文書	<ul style="list-style-type: none"> ・公立学校職員の給与に関する条例 第13条・第14条 ・職員の給与の支給に関する規則 第4条 ・扶養親族の認定並びに除外に関する取扱について（通知） （平成17年3月20日 16高教職第1323号） ・扶養親族の認定等について（通知）（平成14年6月19日 14高教職第859号） ・扶養親族の認定等について（通知）の一部改正について（通知） （平成19年11月7日 19高教政第909号） ・公立学校職員の給与に関する条例の一部改正について（通知） （平成28年12月27日 28高教福第1065号） ・扶養手当の一部見直しについて（令和2年3月31日 元高教福第1895号）
手当の 概要	扶養親族のある職員に支払われるもので、そのねらいは生計を補助するところにあり、基本給としての給料を補完する趣旨の手当です。
手当の 沿革	<p>民間企業が、第一次世界大戦後において、諸外国で実施されていたものを採りいれていたもので、一般的に採用されたのは、日支事変の進展に伴う物価高騰から官吏の生活難を緩和しようとして設けられました。</p> <p>昭和15年 8月 臨時家族手当の制度を制定 同 年10月 施行</p> <p>昭和21年 7月 地域別に扶養親族一人について臨時家族手当が支給 昭和22年 地域区分撤廃、一律に扶養親族一人について支給 昭和23年 暫定扶養手当と改称 昭和24年 扶養親族の種類によって手当額を区分 昭和49年 手当額の定め方が改められる（配偶者、配偶者以外の扶養親族のうち2人まで、その他の扶養親族に区分） 平成 9年 「職員に配偶者がいない場合」「職員が扶養親族でない配偶者を有する場合」についても手当額の特例が設けられる 令和 2年 上記の特例の適用が終了（配偶者の有無による改定がなくなる） 行政職給料表7級以上に相当する職務の級の職員の扶養親族である子に限り、扶養手当が支給となる（学校にはこの級に相当する職務の職員は在籍しない）</p>
支給要件 ・ 支給期間	<p>他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けている次のような人が、扶養親族にあたります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。） 2 22歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある子 3 22歳に達する日以降の最初の3月32日までの間にある孫 4 60歳以上の父母及び祖父母 5 22歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にある弟妹 6 重度心身障害者 <p>ただし、つぎのような人を除きます。</p> <p>(ア) 民間その他から扶養親族に相当する手当の支給を受けている人 (イ) その人の勤労所得、資産所得、事業所得等の合計が年額130万円程度以上である人 (ウ) 重度心身障害者の場合は、終身労務につくことができない程度でない人</p> <p>※・「年額130万円程度」とは、会計年度や暦年ではなく、そのときから将来に向かって1年間</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「月額108,333円程度」給与収入や貸家料の収入など月単位で判断すべきもの ・「日額3,611円程度」雇用保険など

支給方法	給料の支給方法に準じて支給されます。								
支給額	<table border="1" data-bbox="432 271 1230 533"> <tr> <td data-bbox="432 271 823 322">配偶者</td> <td data-bbox="823 271 1230 322">6,500円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 322 823 374">子</td> <td data-bbox="823 322 1230 374">10,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 374 1018 483">15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子1人につき、加算（特別加算）</td> <td data-bbox="1018 374 1230 483">5,000円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="432 483 823 533">父母等</td> <td data-bbox="823 483 1230 533">6,500円</td> </tr> </table>	配偶者	6,500円	子	10,000円	15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子1人につき、加算（特別加算）	5,000円	父母等	6,500円
配偶者	6,500円								
子	10,000円								
15歳に達する日以後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子1人につき、加算（特別加算）	5,000円								
父母等	6,500円								
届出が必要な場合	<p>新規採用者に扶養親族がある場合</p> <p>新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合</p> <p>扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合（子、孫及び弟妹が満22歳の年度末を経過したことにより扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）</p> <p>扶養親族たる子、父母がある職員が配偶者のない職員（離婚・死亡等）となった場合、又は配偶者を有するに至った場合（例えば共働きの妻など）</p>								
支給手続等	<ul style="list-style-type: none"> ・扶養親族届 ・添付すべき証明書 <p>扶養している事実を証明する書類として「扶養親族届の添付書類一覧表」を参考にしてください。</p> <p>あくまでも参考事例であり、ケースに応じて扶養の事実（又は扶養が消滅した事実）を証明するに足る証拠書類を確認し、適切に処理を行うようにすること。</p> <p>職員のプライバシーに関する事項でもあるので、添付書類の取扱い等は特に慎重に行うこと。</p> <p>提出する書類（証明書）については、原本でなくても「写し」で可。特に重要な書類（雇用保険受給者証や年金の改定通知書など）は必ず写しを保管し、原本は職員に返すこと。</p> <p>事実が生じた日から15日以内に手続きをすること。</p>								

参考資料

扶養親族届の添付書類一覧表

扶養親族 証明書	60歳以上の 父母又は祖 父母(A)	配偶者 (B)	22歳年度末ま での子(C)		22歳年度 末までの 弟妹、孫(E)	重度心 身障害 者(F)	摘 要	
				出生(D)				
新たに扶養親族の認定を受けようとする場合	戸籍抄本等又は住民票(1)	○ 改製原戸籍	○	○	○ (3)又は○	○ 改製原戸籍	○	職員との続柄生年月日を明らかにするもの((F)の場合は必ずしもこの限りではない。)
	所得証明書(2)	○	○	○	義務教育を受けている者を除く。	○	義務教育を受けている者を除く。	
	助産師等の出産証明書(3)				○ (1)又は○			(1)と同様の内容が確認できるものであること。 (出生の場合に必要なであり医師の証明であることも多い。)
	医師の証明(4)					○		重度心身障害者についての診断証明書
	退職証明 雇用保証 被扶養者との別居の場合別書(6)	○	○	○		○		申請直前まで勤労等で定額以上の所得があった場合勤務先及び公共職業安定所等の証明(離職票2の写)
	就職証明(7)	○	○	○		○		申請しようとする者と別居している場合次頁の様式により記入(必要に応じ証明を得ること。)
除外の場合	戸籍抄本等(8)		○					認定の扶養親族が定額以上の所得を得るに至ったときその事実を明らかにする証明(採用年月日の分かるもの(辞令等の写))
	離婚の場合							
備考	改製原戸籍と扶養理由書、他に扶養義務者がある場合は、他の扶養義務者の扶養親族となっていないことの申立、証明		配偶者が、扶養手当の認定を受けていない場合は、配偶者の扶養親族に入っていないことの証明。ただし配偶者が県職員である場合を除く。		改製原戸籍と扶養理由書、他に扶養義務者がある場合は、他の扶養義務者の扶養親族となっていないことの申立、証明		国又は他の都道府県の職員から引き続き本県の職員となった者にあつては、本県の職員となる直前の国又は他の都道府県における扶養親族簿の写をもって、この表に掲げる書類に代えることができる。	

注) 上記一覧表は届出に必要な書類であり、認定に当たり上記以外の証明書等を必要とする場合がある。

<p>Q</p>	<p>A教諭の夫（県職員）は、先月病気で亡くなりました。A教諭の夫は、父親（実父）と第1子（21歳・大学生）を扶養親族としており、A教諭は第2子（17歳 高校生）を扶養親族としています。どのような手続をとればよいでしょうか。</p>
<p>A</p>	<p>夫の父親は、A教諭の扶養とすることはできません。</p> <p>配偶者以外の扶養親族は重度心身障害者の場合を除き、血族または、法定血族である者と解されるているので、夫の父親が重度心身障害者でない場合は、A教諭が、夫の父親と養子縁組をしない限り親族として認定されません。</p> <p>第1子はA教諭の扶養親族とすることができるので、扶養替えの手続をしなければなりません。</p> <p>また、配偶者がいる場合と、いない場合では手当での支給額が違うため、第2子についても再度、手当での請求を提出しなおす必要があります。</p> <p>事実が生じた日から15日以内に手続をとってください。</p> <p>※なお共済組合の認定の場合は夫の父親も被扶養者の範囲なので認定できます。</p>
<p>根拠法規 及び 通知文書</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公立学校職員の給与に関する条例第13条第2項 ・ 公立学校職員の給与に関する条例第14条 ・ 扶養親族の認定並びに除外に関する取扱いについて（通知） （平成17年3月20日 16高教職第1323号）

<p>Q</p>	<p>A教諭とB教諭に待望の第1子が誕生しました。第1子の扶養は、どちらがとればいいでしょうか。</p>
<p>A</p>	<p>所得に差があれば所得の多い方につけます。同程度であれば、A教諭、B教諭どちらにつけてもよいことになります。 ※同程度とは夫婦双方の年間収入の差額が多いほうの年間収入の1割以内</p>
<p>根拠法規 及び 通知文書</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 職員の給与の支給に関する規則第4条4項 • 扶養親族の認定並びに除外に関する取扱いについて（通知） （平成17年3月20日 16高教職第1323号）

Q	<p>定年を迎えた夫を扶養に入れたいと思います。夫は、まだ年金をもらう年齢に達しておらず、現在は退職金と月3万円の個人年金と月5万円程度のアルバイトで収入を得ている状態です。このような状態で、夫は妻の扶養になることはできますか？</p>
A	<p>扶養にすることができます。</p> <p>個人年金についても、月あるいは年の単位で恒常的に収入のあるものとなり所得としてみなされますので、上記のような場合、個人年金とアルバイトで月額8万円程度なので扶養することができます。</p> <p>その他に、夫には退職金もありますが、退職金のように一時的な収入は所得に含まれませんので所得対象外となります。</p> <p>扶養親族にできる要件として、合計所得が 年額 130万円程度 月額 108,333円未満 日額 3,611円未満 であることが前提です。</p> <p>※年額130万円程度とは、月あるいは年の単位で恒常的に収入のあるものをさします。給与収入や貸家賃の収入等は月単位で判断し、農業所得や事業所得等は年額で判断することとなっています。</p> <p>一時的な収入は所得に含めないとされています。</p>
根拠法規 及び 通知文書	<ul style="list-style-type: none"> • 職員の給与の支給に関する規則第4条4項 • 扶養親族の認定並びに除外に関する取扱いについて（通知） （平成17年3月20日 16高教職第1323号）

<p>Q</p>	<p>扶養している長女が、5月からアルバイトをするようになりました。しかし勤務時間に変動があり収入が一定ではありません。そこでA教諭から長女を扶養親族から除外したいという申出がありました。 下記のような収入の場合、長女を除外する時の事実発生日はいつからになるでしょうか？</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <table style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">H27年5月</td> <td style="text-align: right;">108,123円</td> </tr> <tr> <td>H27年6月</td> <td style="text-align: right;">118,003円</td> </tr> <tr> <td>H27年7月</td> <td style="text-align: right;">89,175円</td> </tr> <tr> <td>H27年8月</td> <td style="text-align: right;">119,118円</td> </tr> </table> </div> <p style="text-align: center;">(長女の収入)</p>	H27年5月	108,123円	H27年6月	118,003円	H27年7月	89,175円	H27年8月	119,118円												
H27年5月	108,123円																				
H27年6月	118,003円																				
H27年7月	89,175円																				
H27年8月	119,118円																				
<p>A</p>	<p>考え方</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <table style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">H27年5月</td> <td style="text-align: right;">108,123円</td> <td rowspan="2" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> <td rowspan="2" style="padding-left: 10px;">平均105,100円 (5月～7月)</td> </tr> <tr> <td>H27年6月</td> <td style="text-align: right;">118,003円</td> </tr> <tr> <td>H27年7月</td> <td style="text-align: right;">89,175円</td> <td rowspan="2" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> <td rowspan="2" style="padding-left: 10px;">平均108,765円 (6月～8月) でオーバー</td> </tr> <tr> <td>H27年8月</td> <td style="text-align: right;">119,118円</td> </tr> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 5px;">↓</p> <p style="text-align: center;">除外の事実発生日 ⇒ H27. 6. 1 (扶養手当支給: 5月まで)</p> </div> <p>※取り消し後の再認定については、「平均収入が限度額未満になった時」に再申請出来ます。</p> <p>アルバイトの給与収入は、月単位で判断され、3か月間の平均収入が限度額を超えた場合、積算対象となる3か月間の初日が事実発生日となります。</p> <p>★ちなみに、共済組合の扶養については・・・。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; margin: 10px auto; width: fit-content;"> <p style="text-align: right;">(共済組合の場合)</p> <table style="border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding-right: 20px;">H27年8月</td> <td style="text-align: right;">119,118円</td> <td rowspan="3" style="font-size: 2em; vertical-align: middle;">}</td> <td rowspan="3" style="padding-left: 10px;">3か月連続で108,333円をオーバー</td> </tr> <tr> <td>H27年9月</td> <td style="text-align: right;">116,789円</td> </tr> <tr> <td>H27年10月</td> <td style="text-align: right;">122,222円</td> </tr> </table> <p style="text-align: center; margin-top: 5px;">↓</p> <p style="text-align: center;">3か月を超えた日 ⇒ H27.11.1 (この日から除外されます)</p> </div> <p>アルバイトの給与収入が、収入限度額を3か月連続して超えた日が除外の日となりますので注意が必要となります。</p>	H27年5月	108,123円	}	平均105,100円 (5月～7月)	H27年6月	118,003円	H27年7月	89,175円	}	平均108,765円 (6月～8月) でオーバー	H27年8月	119,118円	H27年8月	119,118円	}	3か月連続で108,333円をオーバー	H27年9月	116,789円	H27年10月	122,222円
H27年5月	108,123円	}	平均105,100円 (5月～7月)																		
H27年6月	118,003円																				
H27年7月	89,175円	}	平均108,765円 (6月～8月) でオーバー																		
H27年8月	119,118円																				
H27年8月	119,118円	}	3か月連続で108,333円をオーバー																		
H27年9月	116,789円																				
H27年10月	122,222円																				
<p>根拠法規 及び 通知文書</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 職員の給与の支給に関する規則第4条4項 • 扶養親族の認定並びに除外に関する取扱いについて（通知） （平成17年3月20日 16高教職第1323号） 																				

根拠となる法令等

元高教福第 1895 号
令和 2 年 3 月 31 日

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育委員会事務局
教職員・福利課長

扶養手当の一部見直しについて

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成 28 年高知県条例第 56 号）の附則に規定する扶養手当の特例の適用が令和 2 年 3 月 31 日をもって終了となることに伴い、扶養手当の一部を下記のとおり改めることとしましたので、貴管内の各小中学校等に周知するとともに、適切な事務処理についてご指導くださいますようお願いいたします。

なお、この通知の施行に伴い「扶養親族の認定並びに除外に関する取扱いについて」（平成 17 年 3 月 20 日 16 高教職第 1323 号教職員課長通知）及び「諸手当に関する手引」を別紙のとおり改正し、令和 2 年 4 月 1 日から適用します。

また、職員の給与の支給等に関する規則の一部を改正する規則（令和 2 年高知県人事委員会規則第 2 号）の施行に伴い、扶養親族届及び扶養親族簿の様式が改正されることとなりましたので、併せてお知らせします。

記

- 1 行政職給料表 7 級以上に相当する職務の級の職員について、扶養親族が子である場合に限り、扶養手当が支給されることになるため、関係規定を追加する。
（学校には行政職給料表 7 級以上に相当する職務の級の職員は在籍していません。）
- 2 扶養手当の支給額について、配偶者の有無による改定がなくなるため、職員が配偶者を有することとなった場合又は配偶者を有さないこととなった場合の届出に関する規定を削除する。

扶養親族の認定並びに除外に関する取扱いについて（通知）

平成 17 年 3 月 20 日 16 高教職第 1323 号
高知県教育委員会事務局 教職員課長通知

改正 平成 27 年 8 月 31 日 27 高教福第 519 号教育長通知

改正 令和 2 年 3 月 31 日 元高教福第 1895 号教職員・福利課長通知

扶養親族の認定並びに除外に関する事務処理については、条例、規則に定めるほか、「公立学校職員の扶養親族の認定並びに除外に関する取扱い要項」による事とされています。

しかし、扶養親族として認定される基準、扶養親族届の取扱い等については、いまだに十分徹底されていない向きがあり、なかには扶養親族の要件を欠くにいたっているにもかかわらず、除外の手続をしないまま相当長期間不当に扶養手当を受け多額の戻入を要するものや、提出書類が不備なため事務処理が困難なものがあります。

つきましては、平成 17 年 4 月 1 日以降、扶養親族の認定並びに除外に関する取扱いについては、本通知により取扱ってください。これに伴い「公立学校職員の扶養親族の認定並びに除外に関する取扱い要項」は、廃止します。

また、扶養親族の認定等について、より適正な事務処理が行われるよう、本通知について職員に十分周知徹底を図るとともに、すでに扶養親族として認定されている者で、認定基準に該当しなくなっているものがあれば、早急に除外の手続をしてください。

記

第 1 扶養親族の認定基準

扶養親族の要件は、条例及び規則に規定されているが、この認定基準は、次の 1 に掲げる者であつて、かつ、2 に掲げる事由に該当するものであること。

1 扶養親族の範囲

(1) 配偶者

ア 所定の届出（民法第 739 条）をした適法な婚姻関係にある職員の妻又は夫

イ 適法な婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係にある職員の内縁の夫又は内縁の妻

(2) 22 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある子

直系血族である 1 親等の卑属、すなわち実子及び養子をいう。

ア 実子は嫡出であると否とを問わない。ただし、職員が男子であるときは、認知した子に限られる。

なお、職員が実子を他人の養子にしたときでも実子であることには変わりがないので、事情によっては扶養親族とすることができる。

イ 養子は民法上の養子縁組をした者に限る。

いわゆる継子あるいは連子は姻族であるから扶養親族にはならないが、養子縁組をした場合は扶養親族とすることができる。

(3) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

直系血族である2親等の卑属すなわち実子の実子又は養子及び養子の実子又は養子をいう。

(4) 60歳以上の父母

直系血族である1親等の尊属すなわち実父母及び養父母をいう。

ア 実父母は、職員が他人の養子になっている場合であっても実父母であることには変わらないので、事情によっては扶養親族とすることができる。したがって場合によっては、養父母、実父母とともに扶養親族とすることもできる。

イ 養父母は、民法上の養子縁組をしたものであること。したがって婚家の姓を名乗り事実上扶養していても養子縁組をしていなければ扶養親族にはできない。職員が婚姻した場合における配偶者の父母は、職員とは姻族となり、扶養親族にはできない。

ただし、配偶者の父母と職員が養子縁組をした場合は養父母となるから扶養親族とすることができる。

(5) 60歳以上の祖父母（曾父母は含まない）

直系血族である2親等の尊属すなわち実父母の実父母又は養父母及び養父母の実父母又は養父母をいう。

(6) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

傍系血族である弟妹をいう。

ア 配偶者の弟妹及び父又は母の連子はいずれも姻族であり扶養親族にはできない。

イ 父又は母の一方を異にする弟妹及び職員が養子であるときの養家の弟妹は扶養親族とすることができる。

(7) 重度心身障害者

重度心身障害者とは、心身の故障が永久的又は半永久的でほとんど回復の見込みがなく終身労務に従事することができないと認められる程度のものをいい、必ずしも親族であることを要しない。

なお、著しい障害の状態の判定は、医師の診断、証明書、著しい障害の状態の程度を具体的に記載した書面等により個々について検討される。

2 他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けていること。

(1) 他に生計の途がないとは

ア 民間その他から、その者にかかる扶養手当又はこれに相当する手当が支給されていないこと。

イ 勤労所得、資産所得、事業所得等又はこれらの所得の合計額が年額1,300,000円程度未満であること。

ウ 遺族扶助料、雇用保険料等の収入及び他人からの仕送りは上記イの所得に含まれるが、戦没遺族に交付される一時金（いわゆる灯明料）、退職一時金等は所得に含めないこと。

エ 年間1,300,000円程度とは、月あるいは年等の単位で恒常的に収入のあるものについていうも

のであり、給与所得又は貸家料等の月単位による収入をもって判断すべき性質の収入については月額108,333円程度とし、農業所得又は事業所得等については、通常年額により認定するものであるが、季節的な事業で、稼働日数2～3月でその間に1年分の収入等を得る場合には、これを年額として考えることとなる。

なお、年額とは、会計年度又は暦年でなく、事由の生じた時から1年間をさすものであること。
 オ 職員の配偶者等が、職員等の名義で農業その他の事業に従事している場合又は賃金を受けないで、親族等の事業に従事している場合であっても、その労務の提供に対する反対給付として実質的に（例えば家賃、食費等を免除されている場合を含む。）年額1,300,000円程度以上の収入又は利益を得ていると認められるときは、扶養親族とはできない。

(2) 主としてその職員の扶養を受けているとは

ア 民法上の扶養義務の順位にかかわらず、その実態につき認定すべきもので、現実にはその職員に扶養を受けておれば扶養親族とすることができる。

親、配偶者、兄弟等に収入がある場合において、子、弟妹等をいずれが扶養するものと認定するかは困難な問題であるが、家計の実態、所得税の扶養親族控除の状態その他社会通念等の客観的な実態を総合判断していずれの者がその主たる扶養者であるかを認定することとなる。例えば
 (7) 両親が健在であっても特別な事情で職員が現実には弟妹を扶養している場合、あるいは長男が健在であるが次男である職員が現実には両親を扶養している場合には、いずれも扶養親族とすることができる。

(4) 別居していても、職員が仕送りをし主として扶養していることが明らかな場合は、扶養親族とすることができる。

イ 上記アの場合は、職員がその主たる扶養者であることの実態を明らかにする証明書、理由書等を届に添付しなければならない。

第2 扶養親族届等の取扱い (H27.9.1改正)

1 扶養親族の認定及び除外はすべて扶養親族届により行うこと。

2 記載事項

(1) 提出の日付 職員が学校長に提出する日をいう。

(2) 受理の日付 学校長が届出内容等を確認し適正な届であると認め、現実には受け付けた日をいう。

(3) 所属長の認印 学校長の私印とする。

この認印は、学校長の確認を意味するものであるから、届を受理したときは、記載事項、添付された証明書等を検討し、該当者であることの確認をするものであること。

3 扶養親族届に添付すべき証明書等

(1) 添付すべき証明書

職員の収入により生計を維持しているものであることの実態を証明する次の書類の提出を必要とすること。

ア 子の場合

戸籍抄本又は職員との続柄及び生年月日が記載されている住民票。

両親とも勤務している場合は、申請をしない方の勤務先で扶養手当の支給を受けていないことの証明書（両親とも県職員の場合は不要であるが、届に配偶者の所属を明記すること）。

夫婦が共同して子を扶養している場合の第1子の取扱いについては、夫婦双方の年間所得を比較して、職員の年間所得が配偶者の年間所得より多いとき又は同程度（夫婦双方の年間収入の差額が多い方の年間収入の1割以内）であれば認定することになるので、両親の所得証明書（両親とも職員の場合は不要であるが、届に申請者以外の者の所属を明記すること。）の添付が必要であること。（R2.4.1改正）

イ 配偶者の場合

- 戸籍抄本（内縁の場合は双方の抄本を必要とする。）又は職員との続柄及び生年月日が記載されている住民票（事実の発生が婚姻の日である場合は戸籍抄本に限る。）
- 申請しようとする配偶者の所得証明書
- 内縁関係の場合については、市町村長、媒酌人、所属長等信用にたる者の内縁関係にあることの証明書

ウ 父母、祖父母、弟妹、孫の場合

- 戸籍謄本（職員との血縁関係、職員以外の扶養義務者等の有無を確認する必要がある。）
- 扶養理由書—その職員が扶養すべき具体的な理由書
- 申請しようとする者（弟妹が義務教育を受けている者の場合は不要）の所得証明書
- 扶養手当等を受けていないことの証明—扶養親族の申請をし得る者が2人以上ある場合においては、他の者が扶養手当又はこれに相当する手当の支給を受けていないことの証明書（例えば兄が市町村、民間等に勤務し、弟は県職員で父母の扶養申請をする場合は、兄が扶養手当又はこれに相当するものを受けていないことの兄の勤務先での証明書）
- 別居扶養理由書
別居者を扶養している場合は別居している理由並びに扶養の事実証明書（扶養理由書と併書することもできる。）

エ 重度心身障害者—著しい障害の状態の程度を具体的に記載した書類及び医師の診断書又は証明書

オ 死亡又は就職（年収1,300,000円程度以上）等のため扶養親族から除外する場合は、これを証する証明書（戸籍抄本等の添付は省略できる。）を添付すること。

カ 給与証明その他

市町村、民間等に勤めていた者が退職したことにより扶養親族として申請する場合は、その者の退職証明書、及び雇用保険の適用の有無の証明書

なお、雇用保険（日額3,611円以上）の受給者については、その支給が終了しなければ申請することができないので、申請には公共職業安定所の発行する雇用保険支給証明書又は雇用保険受給資格者証の写し

(2) 証明書の確認

届に添付されたこれらの各証明書等の日付けが届の受理年月日に比し、著しく遅延している事例が多いが、学校長は扶養親族届を受理するときは、その要件に該当することの有無について確認することはもちろん添付されるべき証明書の有無をも十分確認して受理されたいこと。

なお、添付書類が不備なときは速やかにその補足をさすよう配慮されたいこと。

4 その他 (R2.4.1 改正)

国立大学法人、他の地方公共団体等の公務員が引き続き採用された場合においては、前任官公署における扶養親族簿の写に証明を受けて扶養親族届に添付して提出することにより証明書を省略することができる。

第3 除外の場合の取扱い等

1 扶養親族としての要件を欠く事由が生じた場合は、速やかに届け出ること。

2 要件を欠く事由

(1) 扶養親族の勤労所得、事業所得、年金収入等の合計額が年額130万円以上となった場合(年額130万円の取扱いについては、第1の2(1)エを参照のこと。)

(2) 同一の扶養親族について、他の者が民間その他から扶養手当に相当する手当の支給を受けることとなった場合

(3) 扶養親族が死亡した場合

(4) 別居等により主たる扶養者でなくなった場合

(5) 扶養親族が重度心身障害者の場合には、終身労務に服することができない程度でなくなった場合

3 教職員・福利課長は、扶養親族の認定後、扶養親族としての要件を欠くに至った場合の手續に抜かりがないよう、職員に扶養親族としての要件を欠くこととなる事由を周知するため、「扶養親族認定後の留意事項」(別紙)を職員に交付すること。(H27.9.1 改正)

第4 届出の手續 (H27.9.1 改正)

1 申請者は、扶養親族届に必要な事項を記載し、記名押印のうえ必要書類を添えて学校長に提出すること。

提出部数

(1) 扶養親族届 2部

(2) 添付書類 1部

2 学校長は、提出された届の記載内容、提出部数、添付書類等を調査検討し、適正な届であると認めるときは、現実に受付けた日をもって受付印及び認印を押印すること。

その後、直ちに、当該市町村(学校組合)教育委員会に提出すること。

3 市町村(学校組合)教育委員会は、校長から提出された届出を現実に受付けた日に受付印を押印し、直ちに教職員・福利課に提出すること。

第5 支給の始期及び支給の終期

1 支給の始期

扶養の事実が生じた日の属する月の翌月（事実の日の生じた日が月の初日であるときは、その月）から支給を開始する。ただし、届出が事実の生じた日から 15 日を経過してなされたときは、校長の受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときはその月）から支給する。

2 支給の終期

扶養親族としての要件を欠く事実が生じた日の属する月（事実の生じた日が月の初日であるときはその日の属する月の前月）まで支給する。

第6 扶養親族認定書の保管及び整備（H27.9.1 改正）

1 学校長は、認定された扶養親族届の「写し」（以下「扶養親族認定書」という。）を保管すること。

2 人事異動によって職員が勤務公署を異にしたときの取扱い

学校長は、保管している扶養親族認定書を、職員が新たに所属することとなった公署の所属長に送付すること。

別紙

扶養親族認定後の留意事項

今回、あなたから届出のあった扶養親族について、別紙のとおり認定しました。

今後、下記のような事由が生じた場合には、扶養親族としての要件を欠くこととなりますので、速やかに除外の手続きをとってください。

なお、届出が遅れますと、その間に受給した扶養手当は不当利得として返還を求められることはもとより、場合によっては、届出の義務違反に問われることにもなりますので、くれぐれも留意してください。これまでに認定されている扶養親族がある場合は、当該扶養親族についても同様です。

なお、扶養親族から除外された者が、再び扶養親族としての要件を満たすこととなった場合には、扶養手当の支給を受けることができますので、改めて届出をお願いします。

記

- 1 扶養親族の勤労所得、事業所得、年金収入等の合計額が年額 130 万円以上となった場合
なお、この年額については、改定される場合がありますので十分留意してください。
【注】（１）年額とは、暦年や会計年度ではなく、事由の生じたときから 1 年間の収入をさすものである。
（２）年額が 130 万円に満たない場合でも、次のような収入が引き続き 3 箇月以上あることが見込まれるときは、扶養親族の除外の手続きをとること。
ア 給与所得等のような月単位の収入については、月額108,333円以上となった場合（年額の改定とともに月額も改定される。）
* 月間の収入が変動する場合は、3 箇月の平均収入額による。
* 収入とは、総収入のことであり、給料のほか通勤手当等も含まれるものである。
イ 雇用保険の受給が開始された場合は、日額 3,611 円以上受給することとなったとき。
- 2 同一の扶養親族について、他の者が民間その他から扶養手当に相当する手当の支給を受けることとなった場合
- 3 扶養親族が死亡した場合
- 4 別居等により主たる扶養者でなくなった場合
- 5 扶養親族が重度心身障害者の場合には、終身労務に服することができない程度でなくなった場合

令和 年 月 日

高知県教育委員会事務局 教職員・福利課長

様

各市町村（学校組合）立教育長 様
各 県 立 学 校 長 様

高知県教育委員会事務局
教 職 員 課 長

扶養親族の認定等について（通知）

平成14年4月1日から育児休業の対象となる子の年齢が3歳未満に引き上げられたことに伴い、育児休業中の者についての扶養親族としての認定に係る所得見込額の算出について、人事委員会において下記のとおり要領が定められましたので、お知らせします。

なお、各市町村（学校組合）教育委員会におきましては、管内の学校へも周知くださるようお願いいたします。

記

○ 育児休業期間中に係る所得見込額算出要領

- (1) 育児休業期間開始日から向こう1年間の所得見込額を算出し、扶養親族としての認定（以下「扶養認定」という。）の可否を判断する。
- (2) 上記（1）で扶養親族として認定されなかった者については、育児休業手当(30/100支給分(19.11.7改正、19.10.1施行))の支給が終了した日の翌日から向こう1年間の所得見込額を算出し、扶養認定の可否を判断する。なお、この期間中に支給される育児休業手当金（残りの10/100支給分。ただし、育児休業手当金に関する暫定措置として20/100を支給される者にあつては、20/100支給分とする。(19.11.7改正、19.10.1施行))は所得見込額に加えるものとする。
- (3) 扶養認定に影響を与える新たな事実が発生した場合は、改めて向こう1年間の所得見込額を算出し、扶養認定の可否を判断する。

【例】

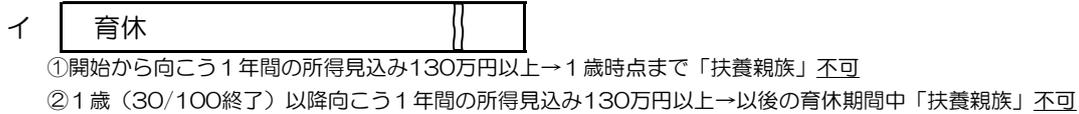
- ① 育児休業期間の延長
延長された育児休業期間の開始日から向こう1年間の所得見込額を算出し、扶養認定の可否を判断する。
- ② 見込まれていなかった所得（恒常的な不動産所得等）の発生
当該所得の発生の日から向こう1年間の所得見込額を算出し、扶養認定の可否を判断する。
- (4) 上記（1）で扶養親族として認定された者については、育児休業手当金（30/100支給分(19.11.7改正、19.10.1施行))の支給終了後においても、扶養親族として認定された際の所得状態（所得限度額未満）が継続している状況であれば、改めて扶養認定の可否の判断は要しない。

参考

1 育児休業期間が「1年（子は約1歳2か月）」で期間延長なしの事例

ア 

開始から向こう1年間の所得見込み130万円未満→育休期間中「扶養親族」可能

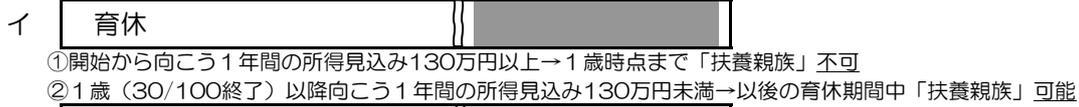
イ 

①開始から向こう1年間の所得見込み130万円以上→1歳時点まで「扶養親族」不可
②1歳（30/100終了）以降向こう1年間の所得見込み130万円以上→以後の育休期間中「扶養親族」不可

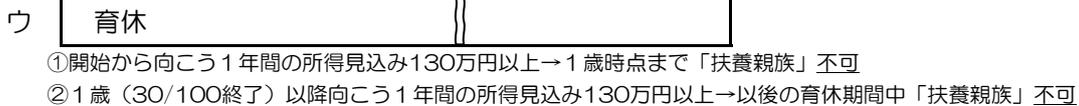
2 育児休業期間が「1年6月（子は約1歳8か月）」で期間延長なしの事例

ア 

開始から向こう1年間の所得見込み130万円未満→育休期間中「扶養親族」可能

イ 

①開始から向こう1年間の所得見込み130万円以上→1歳時点まで「扶養親族」不可
②1歳（30/100終了）以降向こう1年間の所得見込み130万円未満→以後の育休期間中「扶養親族」可能

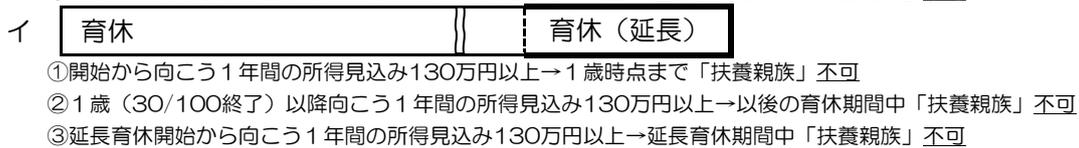
ウ 

①開始から向こう1年間の所得見込み130万円以上→1歳時点まで「扶養親族」不可
②1歳（30/100終了）以降向こう1年間の所得見込み130万円以上→以後の育休期間中「扶養親族」不可

3 育児休業期間が「1年（子は約1歳2か月）」で期間延長（6か月）ありの事例

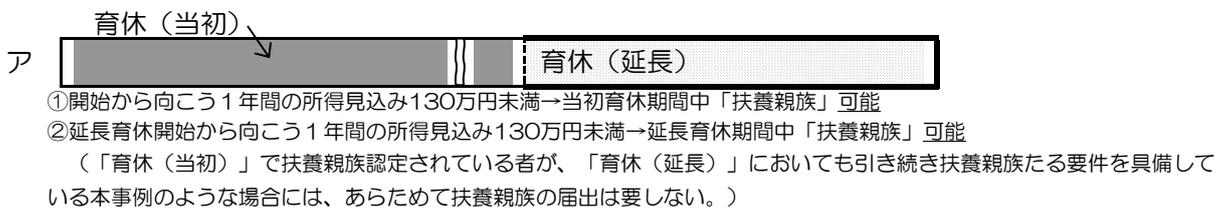
ア 

①開始から向こう1年間の所得見込み130万円未満→育休期間中「扶養親族」可能
②延長育休開始から向こう1年間の所得見込み130万円以上→延長育休期間中「扶養親族」不可

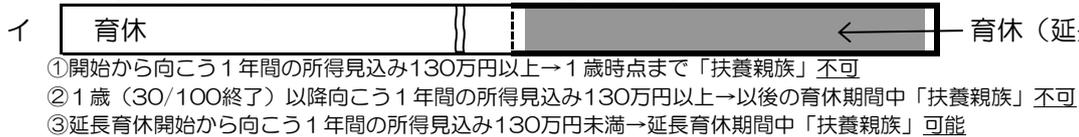
イ 

①開始から向こう1年間の所得見込み130万円以上→1歳時点まで「扶養親族」不可
②1歳（30/100終了）以降向こう1年間の所得見込み130万円以上→以後の育休期間中「扶養親族」不可
③延長育休開始から向こう1年間の所得見込み130万円以上→延長育休期間中「扶養親族」不可

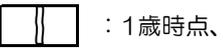
4 育児休業が「1年（子は約1歳2か月）」で期間延長（1年）ありの事例

ア 

①開始から向こう1年間の所得見込み130万円未満→当初育休期間中「扶養親族」可能
②延長育休開始から向こう1年間の所得見込み130万円未満→延長育休期間中「扶養親族」可能
（「育休（当初）」で扶養親族認定されている者が、「育休（延長）」においても引き続き扶養親族たる要件を具備している本事例のような場合には、あらためて扶養親族の届出は要しない。）

イ 

①開始から向こう1年間の所得見込み130万円以上→1歳時点まで「扶養親族」不可
②1歳（30/100終了）以降向こう1年間の所得見込み130万円以上→以後の育休期間中「扶養親族」不可
③延長育休開始から向こう1年間の所得見込み130万円未満→延長育休期間中「扶養親族」可能

注1：  : 1歳時点、  : 延長育休開始日、色付け部分（、）は「扶養親族」可能をそれぞれ表す。掲載事例は所得見込み時点で見込まれていなかった別所得の発生等の事情は考慮していない。また、☒は扶養親族としての認定の可否を表したものであり、扶養手当の支給始期、改定時期は届出の時期に応じて変わる。こととなる。

2：1歳（30/100終了）以降向こう1年間の所得を見込む際、その時点で職員から育児休業の延長に係る請求がされており、当該育児休業延長が承認されることが確定的である場合は、それを見込んで所得を算定する。

各市町村（学校組合）教育長 様

教育政策課長
（ 公印省略 ）

扶養親族の認定等について（通知）の一部改正について（通知）

このことについて、扶養親族の認定について（平成14年5月31日付け14高人職第66号高知県人事委員会委員長通知。以下「人委通知」という。）の一部が下記1のとおり改正され、平成19年10月1日から施行されたことに伴い、扶養親族の認定等について（平成14年6月19日付け14高教職第859号教職員課長通知。以下「課長通知」という。）の一部を下記2のとおり改正することとしましたので通知します。

つきましては、貴管内学校へも周知下さるようお願いいたします。

記

1 人委通知の一部改正の内容

(1) 育児休業手当金の支給期間の延長に伴う改正

育児休業手当金（30/100支給分）の支給期間について、当該育児休業に係る子が1歳に達する日までとされていたものが、1歳に達した日後の期間について育児休業をすることが必要と認められる場合に該当するときに限り、1歳6月まで延長されたことに伴い、所要の改正が行われたもの。

(2) 育児休業手当金の給付率の暫定的な引き上げに伴う改正

平成22年3月31日までに育児休業を開始した職員等について、40/100（原則として1歳に達する日まで30/100、職務に復帰した日又は子が1歳に達した日等から6箇月経過したとき、10/100支給。）とされていた育児休業手当金の給付率が、暫定措置として50/100（職務に復帰した日又は子が1歳に達した日等から6箇月経過したときの支給率を20/100へ引き上げ。）に引き上げられたことに伴い、扶養認定の可否の判断においては、この暫定措置の支給率による育児休業手当金を所得見込額に加えることとされたもの。

2 課長通知の一部改正

(1) 育児休業手当金の支給期間の延長に伴う改正

記の「育児休業期間中に係る所得見込額算出要領」の(2)及び(4)中「子が1歳に達する日までの」を削る。

(2) 育児休業手当金の給付率の暫定的な引き上げに伴う改正

記の「育児休業期間中に係る所得見込額算出要領」の(2)中「10/100支給分」を「10/100支給分。ただし、育児休業手当金に関する暫定措置として20/100を支給される者にとっては、20/100支給分とする。」に改める。

児童手当	
根拠法規 及び 通知文書	<ul style="list-style-type: none"> ・児童手当法 第1条 第2条 第3条 第4条 第6条 ・児童手当法附則 第2条 ・子ども、子育て支援法 第65号 第7条第1項 ・児童手当施行規則 第1条 ・児童手当法施行通知 第1第2項 第2第1項 ・児童手当法施行令 第3条 ・児童手当の現況届について（平成26年5月30日 26高教福第248号） ・児童手当法の一部を改正する法律の施行に伴う平成24年4月以降の児童手当の支給等について（通知）（平成24年4月11日 24高教福第60号） ・民法 第753条
〇	<p>この法律は、子ども・子育て支援法に規定する子ども・子育て支援の適切な実施を図るために、父母その他の保護者が子育てについての第一義務的責任を有すると言う基本的認識の下に、児童を養育しているものに児童手当を支給することにより、家庭等における生活の安定に寄与するとともに、次代の社会を担う児童の健やかな成長に資することを目的とする。</p>
手当の 沿革	<p>児童手当法(昭和46年法律第73号)が制定され、1972年以降支給される。児童の養育に伴う家計支出の増大に対処する児童手当制度は、我が国の社会保障制度の中でお実現をみていなかった唯一の制度であって、次代の社会をになう児童の育成の場である家庭における生活を安定させ、児童の健全な育成と資質の向上を促す目的で児童手当の制度が整備された。</p> <p>額の改定や対象となる児童の年齢については、数年ごとに改正され、子ども手当制度を経て、2012年度から再び児童手当の名称で支給されている。</p>
支給要件	<p>日本国内に住所を有する者に支給する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中学校終了まで（15歳に達する日以後最初の3月31日までの間）の児童を監護し、生計を同じくする父母。又は、父母に監護されていない場合は児童を、監護し生計を維持しているもの。 ・受給者の決定について（父または母） <ul style="list-style-type: none"> ① 父母の収入の状況（父母のどちらが恒常的に高いか） ② 児童に係る扶養手当の状況（父母のどちらに支払われているか） ③ 住民税等の扶養控除の適用状況（父母のどちらの扶養親族になっているか） ④ 健康保険の適用状況（父母のどちらの被扶養者になっているか） ⑤ 住民票上の取扱い（父母どちらが世帯主になっているか） <p>などの諸事情を総合的に考慮して、判断すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・その他の要件として <ul style="list-style-type: none"> ア. 児童養護施設等に入所、又は、里親に委託されている児童にかかる手当は、施設の設置者・里親に支給される。 イ. 離婚又は離婚協議中で父母が別居し、父母が生計を同じくしない場合、児童と同居する親に支給される。 ウ. 父母が支給要件を満たさない場合、未成年後見人や父母の指定する者（父母がともに国外居住の場合）に支給される。 エ. 児童が少年院、少年鑑別所に収容されている場合、一定の要件に該当する父母であれば支給される。

支給期間	<p>始期＝支給資格者が認定請求をした日の属する月の翌月。 終期＝支給すべき事由が消滅した日の属する月。 支給事由消滅日は15歳に達する日以後の最初の3月31日。 特別措置＝ 事実発生の翌日（事実発生が午前0時の場合は当日）から起算して15日以内に届けが提出された場合の支給開始は、事実の発生した日の属する月の翌月から支給する。</p>																
支給方法	<p>2月、6月、10月の3期に、それぞれの前月までの分を支給。 ※ただし、前支払期月に支払うべきであった児童手当又は支給すべき事由が消滅した場合は、支払期日でない月であっても支給する。</p>																
支給額	<ul style="list-style-type: none"> 前年の所得（1月～5月分は、前々年の所得）が所得制限額未満である場合。 前年の所得が所得制限額以上である場合。（特例給付） <table border="1" data-bbox="370 846 1417 1227"> <thead> <tr> <th colspan="2">年齢区分</th> <th>所得制限限度未満 (月額)</th> <th>所得制限限度額以上 (月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">3歳未満</td> <td>15,000円</td> <td rowspan="4">5,000円(一律)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3歳～小学生</td> <td>第1、2子</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>第3子以降</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">中学生</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※受給者が施設、里親の場合、所得制限は適用されません。 ※児童の出生順位の数え方 養育する「18歳に到達した日以降最初の3月31日を迎えるまでの児童（児童養護施設等に入所中の児童を除く）」のうち、年長者から第1子、第2子…と数えます。</p>	年齢区分		所得制限限度未満 (月額)	所得制限限度額以上 (月額)	3歳未満		15,000円	5,000円(一律)	3歳～小学生	第1、2子	10,000円	第3子以降	15,000円	中学生		10,000円
年齢区分		所得制限限度未満 (月額)	所得制限限度額以上 (月額)														
3歳未満		15,000円	5,000円(一律)														
3歳～小学生	第1、2子	10,000円															
	第3子以降	15,000円															
中学生		10,000円															
手 続	<p>新たに支給資格が生じたとき・増額の改定を行うとき</p> <p>1) 手 順 認定請求書の提出 → 受付・審査 → 決定・入力・通知</p> <p>2) 認定請求書への添付書類</p> <table border="1" data-bbox="370 1675 1417 1939"> <thead> <tr> <th>事 由</th> <th>添 付 書 類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受給資格者と児童が同居している場合</td> <td>①世帯全員の住民票の写し（世帯主氏名及び世帯主との続柄を省略していないもの。以下同じ。） ②受給資格者の前年（1月分から5月分の児童手当に係る請求の場合は前々年。以下同じ。）の所得証明書（増額改定で6月の現況届を提出済みの場合は不要。以下同じ。） ③受給資格者の配偶者の前年の所得証明書（配偶者が受給資格者の所得証明書において控除対象配偶者となっている場合又は配偶者がいない場合は不要。以下同じ。）</td> </tr> </tbody> </table>	事 由	添 付 書 類	受給資格者と児童が同居している場合	①世帯全員の住民票の写し（世帯主氏名及び世帯主との続柄を省略していないもの。以下同じ。） ②受給資格者の前年（1月分から5月分の児童手当に係る請求の場合は前々年。以下同じ。）の所得証明書（増額改定で6月の現況届を提出済みの場合は不要。以下同じ。） ③受給資格者の配偶者の前年の所得証明書（配偶者が受給資格者の所得証明書において控除対象配偶者となっている場合又は配偶者がいない場合は不要。以下同じ。）												
事 由	添 付 書 類																
受給資格者と児童が同居している場合	①世帯全員の住民票の写し（世帯主氏名及び世帯主との続柄を省略していないもの。以下同じ。） ②受給資格者の前年（1月分から5月分の児童手当に係る請求の場合は前々年。以下同じ。）の所得証明書（増額改定で6月の現況届を提出済みの場合は不要。以下同じ。） ③受給資格者の配偶者の前年の所得証明書（配偶者が受給資格者の所得証明書において控除対象配偶者となっている場合又は配偶者がいない場合は不要。以下同じ。）																

手 続	受給資格者と児童が別居している場合	①受給資格者及び別居している児童の世帯全員の住民票 ②監護し、生計を同じくしている事実を明らかにできる書類（監護・生計同一（維持）申立書（様式第2号）） ③受給資格者の前年の所得証明書 ④受給資格者の配偶者の前年の所得証明書					
	実子でない児童を養育している場合	養子	①養子縁組を明らかにする書類 ②生計維持・監護していることを明らかにする書類（監護・生計同一（維持）申立書（様式第2号））				
		生計維持・監護している子	生計維持・監護していることを明らかにする書類（監護・生計同一（維持）申立書（様式第2号））				
	児童が留学している場合	①海外留学に関する申立書（様式第3号） ②留学の事実がわかる書類（留学先の在学証明書等） ③留学前の国内居住状況がわかる書類（戸籍の附票の写し等） ④翻訳書（添付書類が外国語で記載されている場合）					
	請求者が未成年後見人の場合	①未成年後見人に係る申立書（様式第4号） ②児童の戸籍抄本					
	請求者が父母指定者の場合	①父母指定者指定届受領書(児童の住所地の市町村が交付) ②児童が全寮制の学校に在籍している等の事情で父母指定者と同居していない場合は、当該児童の状況がわかる書類(学校の寮への入寮証明書等)					
	離婚協議中である父母が別居している場合で、法第4条第4項の規定に基づき児童と同居している者が請求する場合	離婚協議中であることが明らかにできる書類（協議離婚申し入れに係る内容証明郵便の謄本、調停期日呼び出し状の写し、家庭裁判所における事件係属証明書、調停不成立証明書の写し等）					
<p>前年に引き続き受給をする場合</p> 1) 児童手当現況届（毎年6月） 2) 市町村の所得証明書							
<p>児童手当額の減額・支給の消滅の場合</p> 1) 届出 児童を養育しなくなった又は児童が日本国内に住所を有しなくなったこと等により養育する児童の数が減った時又は支給対象となる児童がいなくなった時は、届を提出する必要がある。							
2) 添付書類							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">事 由</th> <th style="width: 70%;">添 付 書 類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>児童を養育しなくなったとき</td> <td>児童を養育しなくなったこと等の事由及びその事由の発生日が確認できる書類</td> </tr> </tbody> </table>				事 由	添 付 書 類	児童を養育しなくなったとき	児童を養育しなくなったこと等の事由及びその事由の発生日が確認できる書類
事 由	添 付 書 類						
児童を養育しなくなったとき	児童を養育しなくなったこと等の事由及びその事由の発生日が確認できる書類						

Q	<p>夫婦共働きの場合、児童手当の請求者は父母（夫・妻）どちらですればよいでしょうか。</p>
A	<p>父母ともに児童を監護し、生計を同じくするときは、父または母のうちいずれか当該児童の生計を維持する程度の高い者となります。下記の事情を総合的に考慮して判断します。</p> <ul style="list-style-type: none"> • 父母の収入状況（父母のどちらが恒常的に高いか） • 児童に係る扶養手当の状況（父母のどちらに支払われているか） • 所得税等の扶養控除の適用状況（父母のどちらが恒常的に高いか） • 健康保険の適用状況（父母のどちらの扶養家族になっているか） • 住民票上の取り扱い（父母のどちらが世帯主になっているか） <p>※通常は、収入額の多い方に支給されます。父親であっても収入が少なければ母親に支給されます。</p>
<p>根拠法規 及 び 通知文書</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 児童手当法第4条 • 児童手当法施行通知 第2第1項

<p>Q</p>	<p>18歳未満の子どもが婚姻し、父母と同居していますが、この子どもは支給要件児童となりますか。</p>
<p>A</p>	<p>なりません。</p> <p>婚姻している子どもは、婚姻したことにより成人とみなされます。</p> <p>父母親権に服されていないこととなりますので、父母に監護されているとはいえ、その父母の支給要件児童に含めることはできません。</p>
<p>根拠法規 及 び 通知文書</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・民法第753条（婚姻による成年擬制） 未成年者が婚姻をしたときは、これによって成年に達したものとみなす。

Q	<p>児童手当を受給している職員が、育児休業に入ることになりました。育児休業中も引き続き児童手当は受けられますか。</p>
A	<p>受けられます。 (支給月に、給与と同じように明細書によって通知され支給されます。)</p> <p>地方公務員の給与体系は、給料と諸手当から成っており支給することのできる手当は、法律又はこれに基づく条例によってその種類も定められています。</p> <p>給与とは勤務に対する報酬であり、勤務しなかった場合には支給されませんが、児童手当については、児童を養育している家庭の生活の安定に寄与するとともに、児童の健全な育成と資質の向上を資すると言う目的を達成するため支給される手当であるので、上記のような場合であっても引き続き給付されます。</p>
<p>根拠法規 及び 通知文書</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地方自治法第204条 ・ 児童手当法第1条～第3条

根拠となる法令等

24 高教福第 60 号
平成 24 年 4 月 11 日

各市町村（学校組合）教育長 様

高知県教育長
(公印省略)

児童手当法の一部を改正する法律の施行に伴う平成 24 年 4 月以降の
児童手当の支給等について（通知）

児童手当法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 24 号。以下「改正法」という。）が、本年 4 月 1 日から施行されたことに伴い、改正後の児童手当法（昭和 46 年法律第 73 号。以下「法」という。）に基づく平成 24 年 4 月以降の児童手当（以下「児童手当」という。）の支給要件等が改正されました。

この法に基づく県職員の児童手当の認定、支給等については、下記のとおり取扱うこととしましたので、管内の学校長に周知いただきますようお願いします。

記

第 1 制度の概要

1 児童の定義（法第 3 条）

「児童」とは、18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある者であつて、日本国内に住所を有する者又は留学等の理由により日本国内に住所を有しない者をいう。

2 支給要件（法第 4 条）

(1) 支給要件に該当する者（日本国内に住所を有する者に限る。）

- ア 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある児童（以下「支給要件児童」という。）を監護し、かつ、生計を同じくする父又は母（支給要件児童に係る未成年後見人があるときは、未成年後見人とする。以下「父母等」という。）
- イ 国外にいる父母等が生計を維持している支給要件児童を監護し、かつ、生計を同じくする者で、父母等が指定する者（以下「父母指定者」という。）
- ウ 上記ア、イのいずれにも監護されず又は生計を同じくしない支給要件児童を監護し、かつ、生計を維持する者

(2) その他の支給要件

- ア 児童養護施設に入所している児童等については、施設の設置者等に支給
- イ 父母が共に児童を監護し、かつ、生計を同じくするときは、生計を維持する程度の高い者に支給
ただし、離婚協議中で別居している場合は、児童と同居している者に支給

3 支給額（法第6条）

(1) 平成24年4月分及び5月分

支給要件児童一人につき、次のとおり支給する。

- ア 3歳未満 : 月額 15,000 円
- イ 3歳以上小学校修了前 : 月額 10,000 円（第1子、第2子）
月額 15,000 円（第3子以降）
- ウ 中学生 : 月額 10,000 円

(2) 平成24年6月分以降

ア 受給資格者の前年の所得（1月分から5月分の児童手当は前々年の所得とする。）が児童手当法施行令の一部を改正する政令（平成24年政令第113号。以下「改正政令」という。）の施行に伴う改正後の児童手当法施行令（昭和46年政令第281号。以下「政令」という。）で定める所得額未満である場合

上記（1）のとおり

イ 受給資格者の前年の所得（1月分から5月分の児童手当は前々年の所得とする。）が政令で定める所得額以上である場合

支給要件児童一人につき月額 5,000 円

4 支給方法等

(1) 支給の始期及び終期（法第8条第2項）

ア 支給の始期

受給資格者が認定請求した日の属する月の翌月から支給

イ 支給の終期

支給すべき事実が消滅した日の属する月まで支給

(2) 支給期月（法第8条第4項）

毎年2月、6月及び10月

5 認定等に関する経過措置等（改正法附則第3条）

改正法の施行日の前日において平成23年度における子ども手当の支給等に関する特別措置法（平成23年法律第107号）に基づく子ども手当（以下「子ども手当」という。）の認定を受けている者が、改正法の施行日において児童手当の支給要件に該当するときは、法に基づく児童手当の認定があったものとみなし、新たに認定請求を行う必要はない。この場合の児童手当は、改正法の施行日の属する月から支給する。

なお、平成24年3月中に児童の出生等で新たに申請を行う事由が発生したが、月末近くの事由発生等で3月中の認定請求を行えなかった場合は、改正政令の公布日（平成24年3月31日。以下「改正政令公布日」という。）から15日以内に請求を行えば、平成24年4月分から支給する。

第2 認定等の手続き

1 児童手当認定請求書等の取扱い

(1) 認定請求書の様式及び提出方法等

認定請求は、様式第1号（児童手当認定等請求書（届））に必要事項を記載し、添付書類（1部）を添え、市町村教育委員会を経由して教職員・福利課へ提出すること。

(2) 認定請求書の添付書類

児童手当法施行規則の一部を改正する省令（平成24年厚生労働省令第66号）の施行に伴う改正後の児童手当法施行規則（昭和46年厚生省令第33号。以下「規則」という。）

第1条の4第2項に規定する添付書類

- ア 受給資格者及び児童の属する世帯全員の住民票の写し（世帯主の氏名及び世帯主との続柄を省略していないもの）
- イ 児童と別居している場合又は実子でない児童を養育している場合は、監護・生計同一（維持）申立書（様式第2号）
- ウ 児童が留学している場合は、海外留学に関する申立書（様式第3号）及び留学の事実がわかる書類等
- エ 請求者が未成年後見人の場合は、未成年後見人に係る申立書（様式第4号）及び児童の戸籍抄本
- オ 請求者が父母指定者の場合は、児童の住所地の市町村において交付される児童手当父母指定者指定届受領証
- カ 離婚協議中で別居している父母が共に監護・生計同一要件を満たす場合で、児童と同居する者が請求する場合は、離婚協議中であることを明らかにできる書類
- キ 受給資格者の前年の所得（1月分から5月分の児童手当は前々年の所得とする。）の額を明らかにすることができる市町村長の証明書並びに扶養親族等、老人控除対象配偶者及び老人扶養親族の有無並びに数についての市町村長の証明書（平成24年4月分及び5月分の児童手当の支給を受けようとする場合の認定請求については不要とし、届への記載も不要とする。）
- ク その他必要に応じて指定する書類

2 児童手当認定請求書以外の請求書等の取扱い

児童手当が認定された職員は、それぞれの事由に応じて次の（1）から（5）までに掲げる手続きを必要とするが、これらの取扱いは、すべて前記1の児童手当認定請求書の取扱いに準じて取扱うものとし、（1）から（4）は様式第1号、（5）は様式第5号によること。

(1) 児童手当増額改定請求書の提出（規則第2条）

算定の基礎となる児童数が増加した場合に行う手続きで添付書類は、次のとおりであること。

- ア 児童手当の額の増額の原因となる児童の属する世帯全員の住民票の写し（世帯主の氏名及び世帯主との続柄を省略していないもの）
- イ 児童手当の額の増額の原因となる児童と別居している場合又は実子でない児童を養育している場合は、監護・生計同一（維持）申立書（様式第2号）

- ウ 児童手当の額の増額の原因となる児童が留学している場合は、海外留学に関する申立書（様式第3号）及び留学の事実がわかる書類等
 - エ 児童手当の額の増額の原因となる児童の未成年後見人の場合は、未成年後見人に係る申立書（様式第4号）及び児童の戸籍抄本
 - オ 児童手当の額の増額の原因となる児童の父母指定者の場合は、児童の住所地の市町村において交付される児童手当父母指定者指定届受領証
 - カ 離婚協議中で別居している父母が共に監護・生計同一要件を満たす場合で、児童手当の額の増額の原因となる児童と同居することとなった者が請求する場合は、離婚協議中であることを明らかにできる書類
 - キ その他必要に応じて指定する書類
- (2) 児童手当減額改定届の提出（規則第3条）
- 算定の基礎となる児童数が減少した場合に行う手続きで添付書類は、次のとおりであること。
- ア 算定の基礎となる児童数の減少事由が死亡による場合は、死亡及び死亡年月日の確認できる証明書、その他の場合は減少事由及びその事由の発生日の確認できる証明書等
 - イ その他必要に応じて指定する書類
- (3) 現況届の提出（規則第4条）
- 受給者は、毎年6月1日から同月30日までの間に、その年の6月1日における状況（必要記載事項は認定請求の場合と同じ。）の届をするよう義務付けられており、添付書類は上記第2の1（2）と同じであること。
- (4) 受給事由消滅届の提出（規則第7条）
- 受給事由が消滅した場合に行う手続きで添付書類は、必要に応じて指定するものであること。
- (5) 未支払児童手当請求書の提出（規則第9条）
- 受給者が死亡した場合において未払額を支払うため、受給者が養育していた児童が提出するもので、添付書類は必要に応じて指定するものであること。

3 経過措置適用者の取扱い

平成24年3月31日において子ども手当の認定を受けている者が、改正法の施行日において児童手当の支給要件に該当するときは、児童手当の認定があったものとみなされることから、認定請求を行う必要はないこと。この場合の児童手当は、平成24年4月分から支給する。

4 経過措置の適用を受けない者の取扱い

平成24年4月1日以降に出生した児童等、新たに支給すべき要件を満たした児童を養育する者は、支給すべき事実が生じた日から15日以内に認定請求を行う必要があること。この場合の児童手当は、支給すべき事実の生じた日の属する月の翌月から支給する。

なお、平成24年3月中に児童の出生等で新たに申請を行う事由が発生したが、月末近くの事由発生等で3月中の認定請求を行えなかった場合は、改正政令公布日から15日以内に請求を行えば、平成24年4月分から支給する。

第3 支給方法等

児童手当の支給期月は、毎年2月（10～1月分）、6月（2～5月分）及び10月（6～9月分）であり、支給期月の給料と同時に給料の支払方法に準じて支払う。

なお、支給期月以外の月に支払う必要がある場合においても、給料の支払方法に準じて支払う。

第4 認定請求の受付開始時期

1 経過措置適用者

経過措置適用者については、認定があったものとみなされることから、認定請求の必要はないこと。

2 経過措置の適用を受けない者

経過措置の適用を受けない者に係る認定請求の受付は、平成24年4月2日から開始する。